第2回(R7.11.13)

参考資料1-1

介護保険法の規定

〇介護保険法(平成9年12月17日法律123)(抄)

- 第八条 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リ ハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者 生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」 とは、居宅サービスを行う事業をいう。
- 12 この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用 具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生 活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であっ て、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。次項並びに次 条第十二項及び第十三項において同じ。)のうち厚生労働大臣が定めるものの 政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
- 13 この法律において「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの(以下「特定福祉用具」という。)の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

(居宅介護サービス費の支給)

第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所

生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

(居宅介護福祉用具購入費の支給)

- 第四十四条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定 居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所にお いて販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に 対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。
- 2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村 が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
- 3 居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。
- 4 居宅要介護被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において 購入した特定福祉用具につき支給する居宅介護福祉用具購入費の額の総額 は、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で 定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることがで きない。
- 5 前項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における特定福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
- 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項 の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、 当該市町村における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額とすることがで きる。
- 7 居宅介護福祉用具購入費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護福

祉用具購入費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

(居宅介護住宅改修費の支給)

- 第四十五条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生 労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったと きは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。
- 2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
- 3 居宅介護住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の 九十に相当する額とする。
- 4 居宅要介護被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅介護 住宅改修費の額の総額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額を基礎として、 厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を 超えることができない。
- 5 前項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通 常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
- 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項 の居宅介護住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該 市町村における居宅介護住宅改修費支給限度基準額とすることができる。
- 7 居宅介護住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に 規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護住宅改 修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定し た額とする。
- 8 市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条 第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(介護予防サービス費の支給)

第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援 を受けるもの(以下「居宅要支援被保険者」という。)が、都道府県知事が指 定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係 る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス(以 下「指定介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険 者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支 援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該 指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその 他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、 当該指定介護予防サービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要 した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介 護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設 入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に 要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用 を除く。以下この条において同じ。)について、介護予防サービス費を支給す る。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指 定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービス を受けたときは、この限りでない。

(介護予防福祉用具購入費の支給)

- 第五十六条 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に 係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業 を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、 当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。
- 2 介護予防福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

- 3 介護予防福祉用具購入費の額は、現に当該特定介護予防福祉用具の購入に 要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。
- 4 居宅要支援被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において 購入した特定介護予防福祉用具につき支給する介護予防福祉用具購入費の額 の総額は、介護予防福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働 省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えるこ とができない。
- 5 前項の介護予防福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における特定介護予防福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
- 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項 の介護予防福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、 当該市町村における介護予防福祉用具購入費支給限度基準額とすることがで きる。
- 7 介護予防福祉用具購入費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該介護予防福祉用具購入費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

(介護予防住宅改修費の支給)

- 第五十七条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当 該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。
- 2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
- 3 介護予防住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の 九十に相当する額とする。
- 4 居宅要支援被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する介護予防住宅改修費の額の総額は、介護予防住宅改修費支給限度基準額を基礎として、 厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を 超えることができない。

- 5 前項の介護予防住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通 常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
- 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項 の介護予防住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該 市町村における介護予防住宅改修費支給限度基準額とすることができる。
- 7 介護予防住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に 規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該介護予防住宅改 修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定し た額とする。
- 8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条 第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。